

## 青森県生活サポート協会規約

### (名称)

第1条 この会は、青森県生活サポート協会という。

### (事務局)

第2条 この会の事務所は、青森県青森市中央3丁目20-30 青森県社会福祉協議会内に置くものとする。

### (目的)

第3条 この会は、青森県知的障害者福祉協会（以下「福祉協会」という）と連携し、知的障害児者・発達障害児者の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 この会は、全国生活サポート協会（以下「全国サポート協会」という）を構成する団体となる。

### (事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の各号に定める事業を行う。

- (1) 知的障害児者・発達障害児者とその保護者の生活安定のための各種の事業（生活サポート総合補償制度）
- (2) 知的障害児者・発達障害児者の各種制度に関する調査研究並びに意見具申
- (3) 会員全体の健全な発展に資する各種の事業
  - ①知的障害児者・発達障害児者の日常生活に関わる相談支援事業
  - ②知的障害児者・発達障害児者の就労に関わる相談支援事業
  - ③知的障害児者・発達障害児者の権利擁護に関わる事業
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業

### (会員)

第5条 青森県内に在住する知的障害児者・発達障害児者の保護者・法定後見人または本人（入所、通所、通園及びグループホーム、ケアホームを含む）とする。ただし、保護者・法定後見人がいない施設利用者については施設長等がその行為を代行することができる。

2 上記1項に該当しない者は、申請に基づき理事長の承認をもって会員となることができる。

### (入脱会)

第6条 この会の会員になろうとする者は、加入申込書を提出しなければならない。

2 この会の会員は、脱会届を提出し、脱会することができる。

### (会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

### (役員)

第8条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内（理事長1名、副理事長3名を除く）
- (2) 監事 2名

### (役員を選出)

第9条 役員は、青森県知的障害者福祉協会役員を持って構成し、総会において選出する。

2 理事長及び、副理事長は、理事の互選により選出し、総会の承認をうける。

3 監事は、理事長が推薦し、総会の承認をうける。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 役員に欠員が生じた場合は、理事会において選出することができる。

(役員職務)

- 第10条 理事長は、この会を代表し、その会務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
  - 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
  - 4 監事は、会務の執行を監査する。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(機関構成)

- 第12条 本会の運営は、総会と理事会により行う。
- 2 総会は、施設ごとに選出された代議員により構成する。代議員は各施設より1名以上を選出する。
  - 3 総会は、定期総会と臨時総会とし、定期総会は原則として毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて随時開催することができる。
  - 4 理事会は、理事をもって構成する。
  - 5 理事会は年2回開催することとし、必要があるときは随時開催することができる。

(顧問・参与)

- 第13条 本会は理事会の議決により、名誉顧問・顧問・及び参与を置くことができる。

(会議の種類)

- 第14条 この会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会、理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
  - 3 総会及び理事会の議決並び承認は、出席代議員及び出席理事の過半数の賛成を必要とする。可否同数の時は議長の決するところによる。
  - 4 理由があり会議に出席できない代議員又は理事は、他の会議出席構成員に票決を委任することができる。
  - 5 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

(総会)

- 第15条 総会は、本会の最高決定機関であり、次の事項を議決する。
- (1) 経費の収支決算並びに予算に関する事項。
  - (2) 事業報告並びに事業計画に関する事項。
  - (3) 規約の改正等に関する事項。
  - (4) 役員選任等に関する事項。
  - (5) 解散に関する事項。
  - (6) その他理事会が必要と認める事項。

(理事会)

- 第16条 理事会は、総会に次ぐ議決機関として、前条各号に事項及び本会の目的に関連する事項について協議し、次期総会に提案又は、報告する他、会員の付託に答えるべく誠実に、本会の維持運営に当たる。
- 2 理事会は、本規約の実行に必要があるときは、運営規程及び細則を定めることができる。理事会は運営規程及び、細則を定めた時は、時期総会に報告し承認を受ける。

(経費の支弁)

- 第17条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって支弁する。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。(事業報告及び決算)

(規約の変更)

第19条 この会の規約は、総会において出席代議員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(旅費)

第20条 この会の理事会に出席した理事等に旅費を支給する。又会務のため出張した役員・会員等についても同等とする。

2 旅費の支給は青森県知的障害者福祉協会旅費等規程に準ずる。

(役員報酬及び事務職員の給与)

第21条 役員報酬及び事務職員の給与は別に定める。

(解散及び事務処理に関する規定)

第22条 この会は、総会において出席代議員4分の3以上の同意があった時は、解散することができる。

2 この会が解散した時は、この会の理事長、副理事長、理事会の推薦する理事若干名が清算事務に当たり、その結果を清算報告書にまとめて各代議員に送付する。

3 前項清算報告書を発送した日から30日以内に各会員から何らの質疑がないときには、14日を経過した日に清算事務は終了し、併せてこの会も消滅する。

(その他)

第23条 この規約に依らないものは別に定める。

附 則

1. この規約は平成21年4月23日をもって施行する。
2. この規約は平成22年4月22日をもって施行する。
3. この規約は平成27年5月14日をもって施行する。
4. この規約は平成28年4月1日をもって施行する。
5. この規約は平成31年4月25日をもって施行する。
6. この規約は令和5年5月9日をもって施行する。
7. この規約は令和6年4月26日をもって施行する。
8. この規約は令和8年4月21日をもって施行する。